



長野県報

1月26日(木)
令和5年
(2023年)
第375号

目次

規則

- 職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 3
- 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 3
- 長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 3
- 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 4
- 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 4
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 5
- 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 8
- 初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 13
- 特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 13
- 教職調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 14
- 義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 14
- 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 15
- 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 17
- 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 18
- 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 19
- 職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 19
- 再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) 20
- 給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則等を廃止する規則(人事委員会事務局) 20
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う給料の支給の特例に関する規則(人事委員会事務局) 20

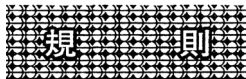
告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定(保健・疾病対策課) 26
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出(保健・疾病対策課) 26
- 理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定(食品・生活衛生課) 26
- 保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課) 27
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課) 28
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 29
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 29
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) 30
- 平成26年長野県公安委員会告示第48号(長野県公安委員会が委託する運転免許関係事務の一般競争入札に参加する者に必要な資格)の一部改正(東北信運転免許課) 30
- 長野県選挙事務取扱規程の一部改正(選挙管理委員会) 30

公告

- 特定調達契約に係る落札者の決定(2件)(DX推進課デジタルインフラ整備室) 31
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課) 32
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業政策課) 33
- 国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課) 34
- 建設業の許可の取消し(建設政策課) 35
- 特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課技術管理室) 37
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会の中止(4件)(都市・まちづくり課) 39
- 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 40

土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	41
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	41
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（水道事業課）	42



職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第1号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、「の各号」を削る。

第6条第1項各号及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員及び再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第5項及び第6項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第8条第3項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第9条の4第2項第3号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第9条の5第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号。次項において「改正条例」という。）附則第4項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（次項において「新規則」という。）第2条第3項及び第4項、第6条第1項、第2項、第5項及び第6項、第8条第3項並びに第9条の5第2項の規定を適用する。

3 改正条例附則第4項に規定する暫定再任用職員は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第6条第3項の規定を適用する。

人事委員会事務局

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第2号

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「降任」を「降任（法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任を除く。）」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

（降給に係る書面の交付）

2 第4条の規定は、条例附則第4項の規定による書面の交付について準用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第3号

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則（昭和32年長野県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。
別表第1の任用係の項中「の実施」を「及び異動期間の延長の実施」に改める。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第4号

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和39年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務公務員」を「定年前再任用短時間勤務公務員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「第28条の6第2項」を「第22条の5第2項」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第5条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務公務員」を「定年前再任用短時間勤務公務員」に改める。

第5条の2第2項中「再任用短時間勤務公務員」を「定年前再任用短時間勤務公務員」に改める。

第7条第1項第2号中「再任用短時間勤務公務員」を「定年前再任用短時間勤務公務員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条第1号中「給与条例第8条の4第1項に規定する再任用職員（次号において「再任用職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の適用を受けない本県の地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この項及び次項において「改正法」という。）附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された公務員は、定年前再任用短時間勤務公務員とみなして、この規則による改正後の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（次項及び附則第4項において「新規則」という。）第2条第1項、第5条第4項、第5条の2第2項及び第7条第1項の規定を適用する。

3 一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第2条第1項及び第2項、第5条第3項並びに第7条第1項の規定を適用する。

4 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号）附則第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第11条の規定を適用する。

人事委員会事務局

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第2項中「同条例」を「警察職員給与条例」に改める。

第9章の2の章名を次のように改める。

第9章の2 定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算

第33条の2の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)」に改め、同条中「の各号」を削り、同条第1号中「第8条の4第2項」を「第8条の4」に、「第11条の3第2項」を「第11条の3」に改め、同条第2号中「、第8条第2項若しくは第8条の4第1項」を「若しくは第8条第2項」に、「、第11条第2項若しくは第11条の3第1項」を「若しくは第11条第2項」に、「附則第21項」を「附則第17項」に、「附則第22項」を「附則第18項」に、「附則第19項」を「附則第15項」に、「第20項」を「第16項」に、「附則第16項」を「附則第12項」に、「附則第17項」を「附則第13項」に、「附則第14項」を「附則第10項」に、「第15項」を「第11項」に、「附則第31項」を「附則第27項」に、「附則第32項」を「附則第28項」に、「附則第29項」を「附則第25項」に、「第30項」を「第26項」に改める。

第38条第2項中「同条例」を「一般職員給与条例」に改める。

第39条の2第2項第1号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第40条の2の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)」に改める。

第42条の2第1号中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。以下「勤務時間条例」という。)」を「勤務時間条例」に改める。

第44条第1項中「並びに附則第7項及び第8項」を削る。

第46条中「(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)」を削る。

附則第4項の見出しを「(一般職員給与条例附則第21項等の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)」に改め、同項中「若しくは第3項」を削り、「附則第5項第1号」を「附則第21項」に、「附則第4項若しくは第5項」を「附則第3項」に、「附則第6項第1号」を「附則第18項」に、「附則第6項若しくは第7項」を「附則第4項」に、「附則第15項第1号に規定する算出率を乗じて得た額」を「附則第30項の規定の適用を受ける育児休業条例第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員等について、これらの規定による給料月額」に、「当該算出率を乗じて得た額」を「当該育児短時間勤務職員等の給料月額」に改め、附則第5項から第8項までを削り、附則第9項を附則第5項とし、附則第10項を附則第6項とし、附則第11項中「附則第9項及び第10項」を「附則第5項及び第6項」に改め、同項を附則第7項とし、附則第12項を附則第8項とし、附則第13項中「の各号」を削り、同項を附則第9項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号。以下この項及び次項において「改正条例」という。)附則第6項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員(改正条例附則第4項に規定する暫定再任用職員をいう。)について準用する。

3 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員(改正条例附則第4項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。) 改正条例附則第7項

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 改正条例附則第6項(前項の規定により準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた改正条例附則第5項

人事委員会事務局

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第6号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項に定める職にある職員(次項に掲げる職員を除く。)の給料の調整額は、調整基本額に、当該職員に係る調整数(別表第1の調整数欄に掲げる調整数をいう。以下この条において同じ。)に応じた調整率を乗じて得た額とする。

第2条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額に当該職員に係る調整数に応じた調整率を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第2条第3項第1号を次のように改める。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号。以下この項において「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数
第2条第3項第2号中「その者の勤務時間」を「当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、同項第3号及び第4号中「その者の勤務時間」を「当該職員の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数」に改め、同条に次の2項を加える。

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が給料月額(前項各号に掲げる職員にあつては、当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号俸に応じた額。以下この項において同じ。)の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第2の1に掲げる額

(2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第3の1に掲げる額

5 第2項及び第3項に規定する調整率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める調整率とする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に係る調整数に応じた別表第2の2に掲げる調整率

(2) 第3項第1号に掲げる職員 当該職員に係る調整数に応じた別表第3の2に掲げる調整率

附則に次の1項を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例附則第21項の規定の適用を受ける職員等の給料の調整額)

5 一般職の職員の給与に関する条例附則第21項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第30項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3)(第2条関係)

1 調整基本額表

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,800円
2級	6,600円
3級	7,800円
4級	8,400円
5級	8,900円
6級	9,700円
7級	10,900円
8級	11,900円
9級	13,500円

イ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,800円
2級	6,600円
3級	7,500円
4級	7,900円
5級	8,600円
6級	9,900円
7級	11,200円

ウ 警察職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,400円
2級	7,800円
3級	7,900円
4級	8,800円
5級	9,300円
6級	9,800円
7級	10,500円
8級	11,600円
9級	12,500円

エ 一般職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,800円
2級	6,600円
3級	7,800円
4級	8,400円
5級	8,900円
6級	9,700円
7級	10,900円
8級	11,900円

2 調整率表

調整数	調整率
9	$\frac{108}{36}$
6	$\frac{72}{36}$
3	$\frac{36}{36}$

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号。以下「改正条例」という。）附則第4項に規定する暫定再任用職員（同項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項及び附則第4項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則（次項及び附則第4項において「新規則」という。）第2条第4項及び第5項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、新規則第2条第3項から第5項までの規定を適用する。

4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第12条又は長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第12条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る改正条例附則第33項に規定する旧定年条例第3条に

規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であつて、当該職員に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規規則第2条及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数に応じた調整率を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に同条第3項第1号に定める数を、同項第2号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（施行日前に改正条例附則第36項第4号に規定する旧地方公務員法再任用をされた職員をいう。次号及び第3号において同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（同号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に当該職員に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に改正前の一般職員給与条例等（改正条例第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例又は改正条例第7条の規定による改正前の長野県警察職員の給与に関する条例をいう。次号において同じ。）及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日に当該職員に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則第2条第2項又は第3項の規定を適用したとしたならば当該職員に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に2回以上該当することとなったとした場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなった場合）に、改正前の一般職員給与条例等及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日に当該職員に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則第2条第2項又は第3項の規定を適用したとしたならば当該職員に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日に当該職員に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ改正前の一般職員給与条例等及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日に当該職員に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

人事委員会事務局

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第7号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（特別調整額）

第3条 前条に規定する職にある職員に支給する給料の特別調整額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつてはその額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員 当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の占める職に係る前条の規定による区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額に、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額

附則に次の1項を加える。

(一般職員給与条例附則第21項の規定の適用を受ける職員等の支給額)

- 3 一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。別表第2の次に次の別表を加える。

(別表第3)(第3条関係)

ア 行政職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9級	1種	112,900円
	2種	99,400円
	3種	90,300円
	4種	81,300円
	5種	72,300円
8級	1種	99,800円
	2種	87,800円
	3種	79,800円
	4種	71,800円
	5種	63,800円
7級	4種	65,600円
	5種	58,300円
	6種	51,000円
6級	4種	57,800円
	5種	51,400円
	6種	45,000円

イ 研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
5級	1種	98,300円
	2種	86,500円
	3種	78,700円
	4種	70,800円
	5種	62,900円
4級	4種	59,900円
	5種	53,300円
	6種	46,600円
3級	4種	52,000円
	5種	46,200円
	6種	40,400円

ウ 医療職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	1種	115,900円

	2種	102,000円
	3種	92,700円
	4種	83,500円
	5種	74,200円
3級	4種	70,300円
	5種	62,500円
	6種	54,700円

エ 医療職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
7級	1種	93,300円
	2種	82,100円
	3種	74,600円
	4種	67,200円
	5種	59,700円
	6種	52,200円
6級	4種	59,300円
	5種	52,700円
	6種	46,100円

オ 医療職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6級	4種	59,900円
	5種	53,200円
	6種	46,600円

カ 教育職給料表(1)

職務の級	区分	給料の特別調整額
6級	2種	120,400円
5級	8種	40,900円

キ 教育職給料表(2)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	5種	68,000円
	6種	59,500円
	7種	51,000円
3級	7種	40,600円
	8種	33,800円
	9種	27,100円

ク 教育職給料表(3)

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	5種	66,300円

3級	6種	58,000円
	7種	49,800円
	7種	39,800円
	8種	33,100円
	9種	26,500円

ケ 警察職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
9級	1種	104,800円
	2種	92,200円
	3種	83,800円
8級	2種	85,000円
	3種	77,300円
	4種	69,500円
	5種	61,800円
	6種	54,100円
7級	3種	69,900円
	4種	62,900円
	5種	56,000円
	6種	49,000円
6級	3種	65,000円
	4種	58,500円
	5種	52,000円
	6種	45,500円

コ 一般職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
8級	2種	87,800円
	3種	79,800円
	4種	71,800円
	5種	55,900円
7級	3種	72,900円
	4種	65,600円
	5種	58,300円
	6種	51,000円
6級	3種	64,200円
	4種	57,800円
	5種	51,400円
	6種	45,000円

サ 警察研究職給料表

職務の級	区分	給料の特別調整額
4級	3種	66,600円
	4種	59,900円
	5種	53,300円
	6種	46,600円

(備考) 別表第1に掲げる職のうち、この表に掲げられていない給料の特別調整額を定める特段の事情があると人事委員会が認める職にある職員に支給する給料の特別調整額については、当該職員の属する職務の級及び当該職の区分を考慮して、次に掲げる額の範囲内で人事委員会が別に定める額とする。

- (1) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段高い区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額未満の額
- (2) 当該職員の属する職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分より一段低い区分があるときは、当該区分に係る給料の特別調整額を超える額
- (3) 当該職員の属する職務の級より上位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に、当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額未満の額
- (4) 当該職員の属する職務の級より下位の職務の級に対応する同表の職務の級欄に当該職の区分に係る給料の特別調整額の区分があるときは、当該給料の特別調整額を超える額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号。附則第4項において「改正条例」という。）附則第4項に規定する暫定再任用職員（同項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（次項及び附則第4項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対するこの規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則（次項及び附則第4項において「新規則」という。）第3条の規定の適用については、同条第1号中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、新規則第3条の規定を適用する。
- 4 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第12条の2、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第16条又は長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第13条の規定により給料の特別調整を行う職を占める地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条第1項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る改正条例附則第33項に規定する旧定年条例第3条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であって、新規則第3条及び前2項の規定による給料の特別調整額が経過措置基準額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）にあつては当該経過措置基準額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、暫定再任用短時間勤務職員にあつては当該経過措置基準額に同条第3項の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該給料の特別調整額のほか、新規則第3条及び前2項の規定による給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の特別調整額として支給する。
- 5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
 - (1) 施行日の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける特定暫定再任用職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分相当職員（同日において給料の特別調整額に関する規則（次号及び第4号において「規則」という。）別表第1に掲げる職にあつた職員の当該職に係る同表の区分欄に定める区分（以下「旧区分」という。）より高い区分に相当する同表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第3号において同じ。）及び相当区分職員（旧区分に相当する同表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第3号において同じ。） 施行日の前日に当該職員が受けていた給料の特別調整額
 - (2) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員（旧区分より低い区分に相当する規則別表第1の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職にある職員をいう。第4号において同じ。） 施行日の前日に当該旧区分より低い区分に相当する同表の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならば当該職員が受けることとなる給料の特別調整額

- (3) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、上位区分相当職員又は相当区分職員 施行日の前日に当該職員が当該下位の職務の級に降格したとしたならば当該職員が受けることとなる給料の特別調整額
- (4) 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員 施行日の前日に当該職員が当該下位の職務の級に降格し、かつ、旧区分より低い区分に相当する規則別表第1の区分欄に掲げる区分を適用したとしたならば当該職員が受けることとなる給料の特別調整額
- (5) 施行日以後に給料表を異にする異動をした特定暫定再任用職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった特定暫定再任用職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額
- (6) 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった特定暫定再任用職員その他特別の事情があると認められる特定暫定再任用職員のうち、他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が別に定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が別に定める額

人事委員会事務局

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第8号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「の各号」を削り、同条第1号中「60年」を「65年」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 6 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第5条第1号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同号中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	右欄
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第9号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「以下」を「次項及び附則第4項において」に改める。

第6条第2項第1号中「前条」を「前条第1項及び第2項（同条第3項及び附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第3号において同じ。）並びに附則第5項」に改め、同項第2号及び第3号中「前条」を「前条第1項及び第2項並びに附則第5項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、附則に次の見出し及び4項を加える。

(給与条例附則第21項の規定の適用を受ける職員等の特勤手当基礎額)

- 2 給与条例附則第21項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第30項の規定の適用を受ける職員であつて、第3条第2項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

- 3 給与条例附則第21項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第30項の規定の適用を受ける職員のうち、第3条第3項各号又は第4項各号に掲げる職員であるものの同条第1項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第3項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。
- (給与条例附則第21項の規定の適用を受ける職員等の特地勤務手当に準ずる手当の月額)
- 4 給与条例附則第21項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第30項の規定の適用を受ける職員であつて、給与条例第27条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第5条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。
- 5 給与条例附則第21項又は長野県警察職員の給与に関する条例附則第30項の規定の適用を受ける職員のうち、第5条第3項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第3項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出した額とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

教職調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第10号

教職調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(定年前再任用短時間勤務学校職員等の教職調整額の端数計算)」に改め、同条中「第11条の3第2項」を「第2条第3項」に、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号)附則第16項に規定する暫定再任用短時間勤務学校職員は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、この規則による改正後の教職調整額の支給に関する規則第2条の規定を適用する。

人事委員会事務局

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第11号

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当の支給に関する規則(昭和50年長野県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第11条の3第2項」を「第2条第3項」に、「再任用短時間勤務学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、同条第1号中「第11条の3第1項」を「第2条第3項」に、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(条例附則第18項の規定の適用を受ける学校職員の義務教育等教員特別手当の額)

- 2 条例附則第18項の規定の適用を受ける学校職員に対する第3条の規定の適用については、同条各号中「別表第8のアに掲げる額」とあるのは「別表第8のアに掲げる額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号）附則第16項に規定する暫定再任用学校職員は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務学校職員とみなして、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当の支給に関する規則第3条の規定を適用する。

人事委員会事務局

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第12号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の規定」を「、第6条、第7条、第9条第3項及び第13条から第15条までの規定」に、「勤務延長の実施」を「定年等」に改める。

第2条中「引き続いて」を「引き続き」に改める。

第3条中「第4条第2項」を「第4条第1項ただし書又は第2項」に改める。

第6条の見出しを「(勤務延長等に係る書面の交付)」に改め、同条中「の各号」を削る。

第7条の見出しを「(勤務延長に関する報告)」に改める。

第8条を第18条とし、第7条の次に次の10条を加える。

(管理監督職に含まれる職)

第8条 条例第6条第1項第2号に規定する人事委員会が定める職は、次に掲げる職員が占める職（同項第1号に該当する職を除く。）とする。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。以下「一般職員給与条例」という。）の行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
- (2) 一般職員給与条例の研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの
- (3) 一般職員給与条例の医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの（条例第3条ただし書に規定する職員を除く。）
- (4) 一般職員給与条例の医療職給料表(2)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
- (5) 一般職員給与条例の医療職給料表(3)の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
- (6) 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。以下「学校職員給与条例」という。）の事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの
- (7) 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。以下「警察職員給与条例」という。）の警察職給料表の適用を受ける職員で警察法（昭和29年法律第162号）第62条に規定する警視又は警部の階級にあるもの
- (8) 警察職員給与条例の一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
- (9) 警察職員給与条例の警察研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの

(管理監督職から除かれる職)

第9条 条例第6条第2項第2号に規定する人事委員会が定める職は、看護大学に勤務する職員で、学校職員給与条例の適用を受けるものが占める職とする。

(降任等に係る書面の交付)

第10条 任命権者は、条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をする場合には、職員にその旨を明示した書面を交付しなければならない。

2 任命権者は、次に掲げる場合には、職員にその旨を明示した書面を交付しなければならない。

- (1) 条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合
- (2) 異動期間の期限を繰り上げる場合
- (3) 条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る同条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合）

第11条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第12条 条例第9条第3項に規定する人事委員会が定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- (1) 県立の中学校及び高等学校の特定管理監督職群 県立の中学校及び高等学校の校長

(2) 県立の特別支援学校の特定管理監督職群 県立の特別支援学校の校長

(3) 市町村立(市町村学校組合立を含む。以下この号において同じ。)の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の特定管理監督職群 市町村立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長
(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第13条 条例第10条の規定による職員の同意は、書面によつて得るものとする。

(異動期間の延長に関する報告)

第14条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を、人事委員会に報告するものとする。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第15条 任命権者は、定年前再任用(条例第13条及び第14条第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たつては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者に定年前再任用を行う職に係る職務内容、給与及び1週間当たりの勤務時間等任命権者が必要と認める事項を明示し、その同意を得なければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第16条 条例第13条及び第14条第1項に規定する人事委員会が定める情報は、定年前再任用をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る書面の交付)

第17条 任命権者は、定年前再任用を行う場合には、職員にその旨を明示した書面を交付しなければならない。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

3 条例附則第8項又は第9項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報(第1号、第3号及び第4号に掲げる情報にあつては、当該職員が年齢60年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。)とする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2から第28条の5までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報

(2) 定年前再任用短時間勤務職員(条例第13条及び第14条第1項の規定により採用された職員をいう。附則第5項第3号において同じ。)の任用に関する情報

(3) 一般職員給与条例附則第21項から第29項までの規定、学校職員給与条例附則第18項から第26項までの規定又は警察職員給与条例附則第30項から第39項までの規定による年齢60年に達した日以後における最初の4月1日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報

(4) 長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)附則第18項から第21項までの規定による当該職員が年齢60年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報

(5) 前各号に掲げるもののほか、条例附則第8項又は第9項の規定により勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

4 任命権者は、条例附則第8項又は第9項の規定により勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

5 前項の規定による勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

(1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思

(2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思

(3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向

(4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(改正条例附則第33項の規定による勤務についての準用)

2 この規則による改正後の職員の定年等に関する規則第3条から第7条までの規定は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号。以下「改正条例」という。)附則第33項の規定による勤務について準用する。

(改正条例附則第34項に規定する人事委員会が定める職及び職員)

3 改正条例附則第34項に規定する人事委員会が定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。この項及び次項において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年(改正条例附則第34項に規定する新定年条例定年をいう。この項及び次項において同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例(改正条例附則第33項に規定する旧定年条例をいう。次項において同じ。)第3条に規定す

る定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が新定年条例(改正条例附則第33項に規定する新定年条例をいう。以下同じ。)第3条本文に規定する定年である職に限る。)とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 改正条例附則第34項に規定する人事委員会が定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧定年条例第3条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

5 任命権者は、改正条例附則第36項第4号に規定する暫定再任用(以下「暫定再任用」という。)を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、暫定再任用を行う職に係る職務内容、給与及び1週間当たりの勤務時間等任命権者が必要と認める事項を明示するものとする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

6 改正条例附則第36項、第37項、第41項、第42項、第44項、第45項、第47項及び第48項に規定する人事委員会が定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
 - (2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項
- (暫定再任用に係る書面の交付)

7 任命権者は、次に掲げる場合には、職員にその旨を明示した書面を交付しなければならない。

- (1) 暫定再任用を行う場合
- (2) 暫定再任用の任期を更新する場合

(改正条例附則第57項に規定する人事委員会が定める短時間勤務の職並びに人事委員会が定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

8 改正条例附則第57項に規定する人事委員会が定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同項に規定する基準日をいう。以下同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新定年条例第13条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が同条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

9 改正条例附則第57項に規定する人事委員会が定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

10 改正条例附則第57項に規定する人事委員会が定める定年前再任用短時間勤務職員は、附則第8項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(改正条例附則第57項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。)とする。

人事委員会事務局

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第13号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則(平成2年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「の各号」を削り、同条第1号のイを次のように改める。

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)をされたこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第2条に規定するやむを得ない事情により、同居してい

た配偶者と同居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなった一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長野県条例第37号）附則第4項に規定する暫定再任用職員は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第21条の4第2項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会が定める職員とする。

- (1) 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項（改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）、第5条第1項、第6条第1項（改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は第7条第1項の規定による採用（改正法の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定により退職した日（同法第28条の3又は改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後退職した日及び改正法の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は改正法附則第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第7条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
 - (2) 改正法附則第4条第2項（改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。）、第5条第3項、第6条第2項（改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次項において同じ。）又は第7条第3項の規定による採用（地方公務員法（以下この号及び次項において「法」という。）第28条の6第1項の規定により退職した日（法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項若しくは第7条第3項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。
- 3 改正法附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員に対するこの規則による改正後の単身赴任手当に関する規則第4条の規定の適用については、同条第1号のイ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第2項、第5条第3項、第6条第2項又は第7条第3項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。
- 4 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の単身赴任手当に関する規則第4条第1号のイに該当する採用をされた職員については、同条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

人事委員会事務局

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第14号

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（平成3年長野県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「次条及び第3条において「給料条例」を「以下「給与条例」に改める。

第2条第1項第1号中「給与条例」を「次号に掲げる職員以外の管理監督職員（給与条例）に、「（以下この号）を「をいう。以下この条」に、「管理監督職員」というを「同じ」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次条第1項第2号において同じ。）である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の職に係る給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 11,000円

イ 2種又は3種 9,000円

ウ 4種又は5種 7,000円

エ 6種又は7種 5,000円

オ 8種又は9種 3,000円

第3条第1項中「当該管理監督職員の職に係る給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による」を「職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次号に掲げる職員以外の管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の職に係る給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 6,000円

イ 2種又は3種 5,000円

ウ 4種又は5種 4,000円

エ 6種又は7種 3,000円

オ 8種又は9種 2,000円

(2) 定年前再任用短時間勤務職員である管理監督職員 次に掲げる当該管理監督職員の職に係る給料の特別調整額に関する規則第2条の規定による区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 1種 5,500円

イ 2種又は3種 4,500円

ウ 4種又は5種 3,500円

エ 6種又は7種 2,500円

オ 8種又は9種 1,500円

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の1項を加える。

(給与条例附則第21項の規定の適用を受ける職員の管理監督職員特別勤務手当の額)

2 給与条例附則第21項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第1項及び第3条第1項の規定の適用については、当分の間、第2条第1項第1号及び第3条第1項第1号中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年長野県条例第37号)附則第4項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の管理職員特別勤務手当に関する規則第2条第1項及び第3条第1項の規定を適用する。

人事委員会事務局

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第15号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則(平成4年長野県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第3号のアの(イ)」を「第2条第4号のアの(イ)」に改める。

第2条(見出しを含む。)中「第2条第3号ア(イ)」を「第2条第4号のアの(イ)」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青 木 悟

長野県人事委員会規則第16号

職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則

職員の苦情の処理に関する規則(平成17年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第28条の4又は第28条の5」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和17年3月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の苦情の処理に関する規則第2条第2項の規定の適用について

は、同項第2号中「第22条の4第1項」とあるのは、「第22条の4第1項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項若しくは第6条第1項若しくは第2項」とする。

人事委員会事務局

再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第17号

再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則の一部を改正する規則

再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則(平成28年長野県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員とみなして、この規則による改正後の再就職した元職員による依頼の規制等に関する規則(次項において「新規則」という。)第16条の規定を適用する。この場合において、同条第2号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とする。

3 この規則の施行前に、地方公務員法の一部を改正する法律による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における新規則第16条の規定の適用については、なお従前の例による。

人事委員会事務局

給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則等を廃止する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第18号

給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則(平成28年長野県人事委員会規則第7号)

(2) 給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則(平成28年長野県人事委員会規則第24号)

(3) 給与を減ぜられて支給される職員の給与の支給等の特例に関する規則(平成30年長野県人事委員会規則第5号)

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う給料の支給の特例に関する規則をここに公布します。

令和5年1月26日

長野県人事委員会委員長 青木 悟

長野県人事委員会規則第19号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴う給料の支給の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号。以下「一般職員給与条例」という。)附則第23

項、第25項若しくは第26項、長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号。以下「学校職員給与条例」という。）附則第20項、第22項若しくは第23項又は長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号。以下「警察職員給与条例」という。）附則第32項、第34項、第36項若しくは第37項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督職 職員の定年等に関する条例（昭和59年長野県条例第1号。以下「定年条例」という。）第6条に規定する職をいう。
- (2) 異動期間 定年条例第9条第1項に規定する異動期間（同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。）をいう。
- (3) 特例任用後降任等職員 定年条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、一般職員給与条例附則第23項、学校職員給与条例附則第20項又は警察職員給与条例附則第32項に規定する異動日（以下「異動日」という。）の前日において、第1項特例任用職員（定年条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）又は第3項特例任用職員（同条第3項又は第4項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。）であったものをいう。
- (4) 特定日 一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項に規定する特定日をいう。
- (5) 降格 職員の給与に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第2号）第2条第6号に規定する降格のうち、定年条例第8条第1項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。
- (6) 給料表異動 一般職員給与条例第6条の2第1項（学校職員給与条例が適用される職員にあっては学校職員給与条例第7条第1項、警察職員給与条例が適用される職員にあっては警察職員給与条例第6条の2第1項）に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を異にする異動をいう。
- (7) 上限額 一般職員給与条例第6条の2第3項、学校職員給与条例第7条第3項又は警察職員給与条例第6条の2第3項の規定により職員が属する職務の級における最高の号俸の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項又は第17条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあっては、当該給料月額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。
- (8) その者の号俸等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号俸をいう。

（一般職員給与条例附則第23項の人事委員会が定める職員等）

第3条 一般職員給与条例附則第23項の人事委員会が定める職員、学校職員給与条例附則第20項の人事委員会が定める学校職員及び警察職員給与条例附則第32項又は第34項の人事委員会が定める警察職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 定年条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。次条第1項において同じ。）又は警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者のうち、次に掲げる職員
ア 異動日又は警察職員給与条例附則第34項に規定する任命をされた日（以下「任命日」という。）から特定日までの間に降格をした職員
イ 異動日又は任命日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日又は任命日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
- (2) 異動日又は任命日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

（他の職への降任等をされた職員に対する一般職員給与条例附則第25項の規定による給料の支給等）

第4条 定年条例第8条第1項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定により当該職員が受ける給料月額（特定日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に特定日に一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）が当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（同号のアに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第4条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第25項、学校職員給与条例附則第22項又は警察職員給与条例附則第36項の規定による給料として支給する。

- (1) 異動日以後に給料表異動をした職員 異動日の前日に当該給料表異動があつたものとした場合（給料表異動が2回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動が順次あつたものとした場合）に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額
- (2) 異動日から特定日までの間に降格をした職員 異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該

降格がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号俸等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額の合計額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に100分の70を乗じて得た額

(4) 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第4条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第4条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第25項、学校職員給与条例附則第22項又は警察職員給与条例附則第36項の規定による給料として支給する。

（特例任用後降任等職員に対する一般職員給与条例附則第25項の規定による給料の支給等）

第5条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日（定年条例第9条第1項から第4項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「第5条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次条第1項各号及び第3項に該当する職員を除く。）には、異動日以後、第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第25項、学校職員給与条例附則第22項又は警察職員給与条例附則第36項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第5条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

第6条 特例任用後降任等職員であって、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定により当該職員が受ける給料月額（異動日後に第1号又は第3号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になったものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。）が当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（同号のアに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第6条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（第3項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第25項、学校職員給与条例附則第22項又は警察職員給与条例附則第36項の規定による給料として支給する。

(1) 仮定異動期間末日以後に給料表異動をした職員 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合（給料表異動が2回以上あった場合にあっては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(2) 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該

降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号俸等に対応する給料月額との差額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額の合計額）に相当する額を減じた額に100分の70を乗じて得た額

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

(4) 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号俸等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第6条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であって、同項第4号に掲げる職員に該当する職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員は第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第6条基礎給料月額は、同項第1号から第3号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項各号のうち2以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第25項、学校職員給与条例附則第22項又は警察職員給与条例附則第36項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした職員に対する一般職員給与条例附則第26項の規定による給料の支給等）

第7条 降任等相当給料表異動（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした職員（第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第4項において同じ。）であって、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第7条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特定日以後、第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第26項、学校職員給与条例附則第23項又は警察職員給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第7条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第7条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第26項、学校職員給与条例附則第23項又は警察職員給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動をした職員

(2) 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

(3) 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

第8条 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から

引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号俸等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号俸等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第8条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第26項、学校職員給与条例附則第23項又は警察職員給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第8条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前2項の規定の適用については、当該職員について適用される第8条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であって、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定の適用を受ける職員であって、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第26項、学校職員給与条例附則第23項又は警察職員給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

(1) 降任等相当転任日後に給料表異動をした職員

(2) 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員から書面による同意を得て行うものを除く。）をした職員

(3) 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

（警察法第56条の4第1項の規定による任命により職員となった者に対する警察職員給与条例附則第37項の規定による給料の支給）

第9条 警察法第56条の4第1項の規定による任命をされた職員のうち、任命日以後に育児短時間勤務等をした職員であって、次の各号に掲げる職員となり、任命日に警察職員給与条例附則第30項の規定により当該職員が受ける給料月額（任命日以後に第1号又は第2号に掲げる職員となったものにあつては、任命日に当該各号に掲げる職員となったものとした場合に任命日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この条において「任命日給料月額」という。）が当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（以下この条において「第9条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、任命日以後の当該各号に掲げる職員となった日以後、第9条基礎給料月額と任命日給料月額との差額に相当する額を、警察職員給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

(1) 任命日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条第1項第4号のイに規定する公安職俸給表(1)の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 任命日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律第6条第1項第4号のイに規定する公安職俸給表(1)の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第9条基礎給料月額と任命日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

（人事交流等職員に対する一般職員給与条例附則第26項の規定による給料の支給等）

第10条 国、他の地方公共団体若しくは職員の給与に関する規則第16条第1項に規定する人事委員会が別に定める団体の職員（第4項第1号において「国等の職員」という。）であつた者又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年長野県条例第38号）に定める退職派遣者（同号において「退職派遣者」という。）であつた者から計画的な人事交流等又は業務従事期間の満了等により引き続き新たに給料表の適用を受ける管理監督職以外の職員となった者（以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第4項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定により当該職員が受ける給料月額（人事交流等職員となった日が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額。以下この項において「特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となったものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に100分の70を乗じて得た

額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この条において「第10条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては、特定日)以後、第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を、一般職員給与条例附則第26項、学校職員給与条例附則第23項又は警察職員給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第10条基礎給料月額と特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日(人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。)までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前2項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第10条基礎給料月額は、第1項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、一般職員給与条例附則第21項、学校職員給与条例附則第18項又は警察職員給与条例附則第30項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、一般職員給与条例附則第26項、学校職員給与条例附則第23項又は警察職員給与条例附則第37項の規定による給料として支給する。

(1) かつて第1項特例任用職員又は第3項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き国等の職員又は退職派遣者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの

(2) 人事交流等職員となった日後に給料表異動をした職員

(3) 人事交流等職員となった日から特定日までの間に降格をした職員

(4) 人事交流等職員となった日(特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日)以後に育児短時間勤務等をした職員(この規則により難い場合の措置)

第11条 一般職員給与条例附則第23項、第25項若しくは第26項、学校職員給与条例附則第20項、第22項若しくは第23項又は警察職員給与条例附則第32項、第34項、第36項若しくは第37項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、一般職員給与条例附則第23項、第25項若しくは第26項、学校職員給与条例附則第20項、第22項若しくは第23項又は警察職員給与条例附則第32項、第34項、第36項若しくは第37項の規定による給料の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事務局